

収入・資産等申告書

(社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認用)

世帯構成員の氏名		(被保険者)	(世帯員)	(世帯員)	(世帯員)	
被保険者との続柄		本人				
生計中心者 (該当者に○)						
① 収入状況	老齢福祉年金収入					
	その他の年金収入					
	給与収入					
	事業収入					
	財産処分 運用収入					
	その他 仕送り等収入					
	合計					
② 資産状況	動 産	現金				
		預貯金				
		有価証券				
		合計				
	不 動 産	種別	面積等	所在地または内容		用途等
		土地	㎡			
		家屋	㎡			
		居住用以外の土地・建物等を所有している場合にご記入ください。				
		土地	㎡			
		家屋	㎡			
		その他				
	同じ世帯又は他の世帯の方の 医療保険や確定申告等における扶養になっていますか？			<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている (扶養者氏名)		

(添付書類)

- 1 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類の写し
- 2 預貯金通帳等の写し

記入例

収入・資産等申告書

(社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認用)

世帯構成員の氏名		(被保険者) 〇〇 〇〇	(世帯員) 〇〇 △△	(世帯員)	(世帯員)	
被保険者との続柄		本人	妻			
生計中心者 (該当者に〇)		〇				
① 収入状況	高齢福祉年金収入	0円	0円			
	その他の年金収入	1,100,000円	0円			
	給与収入	0円	500,000円			
	事業収入	0円	0円			
	財産処分 運用収入	0円	300,000円			
	その他 仕送り等収入	0円	0円			
	合計	1,100,000円	800,000円			
② 資産状況	動産	現金	50,214円	32,912円		
		預貯金	1,300,032円	2,501,002円		
		有価証券	500,305円	0円		
		合計	1,850,551円	2,533,914円		
	不動産	種別	面積等	所在地または内容		所有者および用途
		土地	99㎡	さいたま市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		〇〇 〇〇
		家屋	106㎡	さいたま市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		〇〇 〇〇
		居住用以外の土地・建物等を所有している場合にご記入ください。				
		土地	㎡			
		家屋	㎡			
その他						
同じ世帯又は他の世帯の方の 医療保険や確定申告等における扶養になっていますか？		<input checked="" type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている (被扶養者氏名)				

世帯構成員等

- 同居している方の氏名・続柄をご記入ください。
- 世帯の生計を維持している方の「生計中心者」の欄に〇をご記入ください。

収入状況

- 申請日の属する年の収入額（申請日の属する年の1月～申請日までの収入額と、申請日～12月の収入見込額を足したもの）をご記入ください。
- 各種控除を受ける前及び必要経費を除く前の収入をご記入下さい。

高齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したときなどに受けることができる年金です。その他年金収入には、高齢基礎年金や厚生年金等の他、遺族年金、障害基礎年金等の非課税年金等も含まれます。給与収入には、給与、賞与、雇用保険金、労災休業補償金、傷病手当金等が該当します。財産処分による収入とは株などの配当金や売買による利ざや等が該当します。運用収入とは株の配当金やマンションなど賃貸料等が該当します。仕送り等による収入とは、親族等から仕送り等の援助を受けている場合で、定期的な仕送りに相当するもの、小遣いなどの不定期・不定額のもの等すべての金額を収入とみなします。金銭的な援助ではなく、例えば、食事を提供してもらっているような場合も収入と判断する場合があります。その他の収入とは、贈与や相続によるもの、また、退職金等の収入が該当します。

資産状況

動産とは、現金、預貯金（定期預金等を切り崩したものも含む。）、債券・有価証券等が該当します。

不動産とは、現に居住する家屋（介護老人福祉施設入所者が所有する家屋を含む）および現に居住する家屋用の土地であり、登記面積200平米以下のものが該当します。

※収入を得るための不動産（給与及び年金等の収入がない場合、もしくは、給与及び年金等の収入のみでは生活が著しく困窮すると認められる場合に限る。）や、現在介護保険施設等に入所しており、近い将来に退所した際に居住する予定の持ち家等処分が著しく困難な不動産等については、資産と判断しない場合もあります。⇒詳しくは各区高齢介護課へご相談ください。

扶養状況

医療保険や確定申告などで扶養と認められている場合、被扶養者によって生計が維持されているため軽減の対象になりません。

(添付書類)

- 1 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類の写し
- 2 預貯金通帳等の写し